

公立大学法人和歌山県立医科大学

中期計画

【平成18年度～平成23年度】

和歌山県立医科大学



目次

第1	中期計画の期間及び教育研究上の基本組織	
1	中期計画の期間	3
2	教育研究上の基本組織	3
第2	大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置	
1	教育に関する目標を達成するための措置	3
2	研究に関する目標を達成するための措置	7
3	附属病院に関する目標を達成するための措置	8
4	地域貢献に関する目標を達成するための措置	10
5	産官学の連携に関する目標を達成するための措置	10
6	国際交流に関する目標を達成するための措置	10
第3	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	
1	運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	11
2	教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置	11
3	人事の適正化に関する目標を達成するための措置	11
4	事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	12
第4	財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	
1	外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	12
2	経費の抑制に関する目標を達成するための措置	12
3	資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	12
第5	教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置	
1	評価の充実に関する目標を達成するための措置	13
2	情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置	13
第6	その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置	
1	施設及び設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	13
2	安全管理に関する目標を達成するための措置	13
3	基本的人権の尊重に関する目標を達成するための措置	13
第7	予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	14
第8	短期借入金の限度額	14
第9	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	14
第10	剰余金の使途	14
第11	その他	
1	施設及び設備に関する計画	14
2	人事に関する計画	14
3	積立金の処分に関する計画	14
	(別紙) 予算、収支計画及び資金計画	15
	(別表) 教育研究上の基本組織	18
	用語解説	19

－中期計画記載上の注意事項－

1 番号設定

中期目標の項目の細列は、次のような順序を用いており、中期計画の項目は、目標と計画を対応づけるため、中期目標の項目番号に枝番を用いている。目標に項目番号が付されていない場合は、下記細列の順序を用いている。

第1	1	(1)	ア	(ア)	a
第2	2	(2)	イ	(イ)	b
第3	3	(3)	ウ	(ウ)	c

2 設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

中期計画に定める事項のうち、「その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項」は、以下の内容のとおり

- (1) 施設及び設備に関する計画
- (2) 人事に関する計画
- (3) 法第40条第4項の規定に基づき業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画
- (4) その他法人の業務運営に関し必要な事項

第1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期計画の期間

平成18年4月1日から平成24年3月31日までの6年間とする。

2 教育研究上の基本組織

別表に記載する学部、研究科及び専攻科を置く。

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

ア 学部教育

- (ア)－1 人文科学、社会科学、自然科学などの分野に関する幅広い基礎知識や技術を教授するとともに、分野の枠を超えて共通に求められる知識や知的な思考力を育成する。
- (ア)－2 人間としての在り方や生き方に関する深い洞察力や理解力を育成するため、カリキュラム編成等に工夫を加え、質の高い医療人を育成する。
- (ア)－3 情報処理施設等の活用を図り、高度情報技術社会に対応できる情報活用能力・情報リテラシーを育成する。
- (イ)－1 学生の課題探求能力、問題解決能力、学問を探究する研究心を育成し、医学又は保健看護学を中心とした幅広い知識及び技術を教授する。
- (イ)－2 新卒者の医師国家試験合格率95%以上、看護師国家試験合格率100%、保健師国家試験合格率95%以上を目指す。
- (ウ)－1 チーム医療やインフォームドコンセントに不可欠なコミュニケーション能力を育成するためのカリキュラムを充実する。
- (ウ)－2 専門的かつ総合的な知識及び技術を習得させる上で、医療の安全や緩和医療等今日の医療に必要な感性の育成を考慮するなど、人権に配慮した教育を行う。
- (ウ)－3 価値観、目的、感性などの違いを相互に理解させ、学ばせるために、学部や学年の異なる学生が同じ場で協調して学ぶ機会を設定することにより、医療に携わる専門職がお互いの立場を尊重し、チームワークのとれる健全な人材を育成する。
- (エ)－1 学生の社会活動、地域医療への参加を推進し、地域との交流、医療への学生の関心を高める。
- (エ)－2 国際的視野を持った人材を育成するため、海外交流を推進し、学生の異文化理解と必要な語学力の向上を図る。

イ 大学院教育

- (ア)－1 医学研究科修士課程では、医学・医療関連の領域で基本となる共通教育科目、専門性をのばす専門教育科目、修士論文作成を行う特別研究科目の内容の充実を図る。
- (ア)－2 修士課程では、生命倫理及び医の倫理観の高揚を図るための講義・研修を行う。
- (ア)－3 保健看護学の分野における研究能力に加えて高度の専門性が求められる職業を担う卓越した能力を培うため、平成20年度までに保健看護学研究科修士課程（仮称）を開設する。
- (イ)－1 大学院生に分野横断的な知識を修得させ、多くの分野の研究にも対応していける基礎技術を習熟させる。また、医学研究を行う上で基本的な実験研究方法等の理論を修得させる。

(イ)－2 国内外の学術誌への学位論文の発表や学会活動を推奨し、若手研究者や大学院生のシンポジウムでの発表、学会賞などへの応募を推奨することで、研究レベルの向上を図る。

(イ)－3 生命倫理及び医の倫理観の高揚を図るための講義・研修を行う。

(イ)－4 保健看護学の教育研究拠点としての役割を果たすため、平成23年度中に保健看護学研究科博士課程（仮称）の設置認可申請を行う。

ウ 専攻科教育

(ア) 助産に関する高度で専門的かつ総合的な能力を身につけた人材を育成する。

(イ) コミュニケーション能力及びリーダーシップを備えた協調性の高い人材を育成する。

(ウ) 地域医療及び健康福祉の向上に寄与する人材を育成する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

ア 学部教育

(ア) 入学者受入れ及び入学者選抜を実現するための具体的方策

a－1 入学者受入れ方針の見直し、多様な入学者選抜を実施するとともに、入学後の成績・進路等との関連を検証して、入学者選抜方法に工夫及び改善を重ねる。

a－2 入学試験を学生教育の出発点と考えて、入試・教育センターの機能をさらに充実させ、大学全体として選考に取り組む体制をとる。

b 入学者選抜、進路指導等に係る相互理解を深めるために、オープンキャンパス、大学説明会などを通じ、高等学校との連携を図り、より広範な広報活動を行う。

(イ) 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

a－1 各学部のカリキュラムが、それぞれの教育理念及び目標に即したものであるかどうかを検証し、必要に応じて改善を行う。

a－2 実践能力育成方法の充実に向け、卒業時の到達目標を作成する。

a－3 医学部では、6年一貫教育の充実のため、「医学準備教育モデル・コア・カリキュラム」及び「医学教育モデル・コア・カリキュラム」の精神に則り、必修事項の効率的修得と、一般教養科目の確保と充実を図って授業科目を編成する。

a－4 保健看護学部では4年一貫教育の充実のため、「教養と人間学の領域」「保健看護学の基盤となる領域」「保健看護学の専門となる領域」の3領域でカリキュラムを構成し、専門分野の枠を超えた横断的・総合的な学習の充実を図る。

b－1 プライマリケアや、総合診療教育を充実させ、本学に特色ある診療科、診療単位（救急集中治療部、血液浄化センター、リハビリテーション部、緩和ケア部など）、紀北分院の特徴を活かし、学部教育、臨床実習を卒後臨床研修に有機的に結合させたカリキュラムを編成する。

b－2 地域医療に貢献できる医療人を育成するため、学外の臨床教授のもとで臨床実習を行い、クリニカル・クラークシップ型の臨床教育を充実させる。

(ウ) 教育方法に関する具体的方策

a－1 教養教育の充実のために、学部間の共通講義を導入する。

a－2 多様な教養科目及び専門教育科目を幅広く提供するために、他大学との単位互換制度を継続して行う。

b－1 問題設定解決型学習を推進し、自主的学習能力を高める。

b－2 臨床実習、研修を重視し、早期病院実習、看護実習、教育協力病院での実習など診療参加型実習を充実させる。

b－3 高度情報技術社会に対応できるコンピュータ等の情報機器活用能力を高める。

- b-4 演習、実習に異なる学年を参加させ、ティーチングアシスタント（TA）制度、リサーチアシスタント（RA）制度の導入を検討する。
 - c-1 チーム医療を理解するため、医学部と保健看護学部の教員が協力して教育を実施する。
 - c-2 人間としての在り方や生き方に関する深い洞察力や理解力を育成するため、カリキュラム編成等に工夫を加え、質の高い医療人を育成する。（再掲）
- (I) 成績評価等の実施に関する具体的方策**
- a 医学部では、各科目の試験と共用試験（コンピュータを用いた客観試験（CBT）、客観的臨床能力試験（OSCE））の成績を取り入れた成績評価指針を作成し、学生及び教員に周知することにより厳正かつ公正な評価を行う。
 - b 保健看護学部では、成績評価について、教員の共通認識のもと、厳正かつ公正な評価を行う。
 - c 成績優秀者を表彰する制度を拡充する。
- (f) 卒後教育との連携に関する具体的方策**
- a 質の高い臨床医の育成を行うため、臨床実習、卒後初期及び後期臨床研修を有機的に組み立てる。
 - b 保健看護学部と附属病院看護部との連携を図り、附属病院における卒前・卒後教育を充実させる。

イ 大学院教育

- (7) 入学者受入れ及び入学者選抜を実現するための具体的方策**
- a 大学院の授業時間については、教育方法の特例（大学院設置基準第14条）を実施し、社会人のために昼夜開講制として、多様な人材を求める。
また、長期履修制度により修業年限の弾力化を図る。
 - b 医学研究科修士課程では、コ・メディカルスタッフ、研究者を目指す者、企業等において医学・医療関連の研究に従事する者、医療行政関係者などの経歴を持つ人材を幅広く受け入れる。
 - c 医学研究科博士課程では、従来の医学部卒業生等に加え、社会人の修士課程修了者等も入学しやすい環境を整える。
- (I) 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策**
- a-1 医学・医療に直結した課題に取り組み、研究経験と専門知識・技術を学ばせるカリキュラムを編成する。
 - a-2 医学・医療に従事する過程で問題を発見する能力とその解決方法を企画立案する能力を持つ研究者、又は高度専門職業人を育成するカリキュラムを編成する。
 - b-1 医学研究科修士課程では、高度専門職業人の専門性を高めるため、研究能力の開発強化を図る。
 - b-2 医学研究科修士課程では、教員が相互に連携を取り、博士課程とも交流を図りながら教育・研修の機会を創出する。
 - c 医学研究科博士課程では、講座・研究室の枠を越えて、地域医療に貢献できるよう横断的な知識が修得できるようにカリキュラムを編成する。
特に医学研究科地域医療総合医学専攻においては、各教室間の有機的な連携を促進し、高度先進的かつ分野横断的な大学院教育を行い、地域医療に貢献する医療人の育成を目指す。
- (f) 教育方法に関する具体的方策**
- a-1 研究レベルの向上や研究者間の交流を図るため、研究討議会や大学院特別講義の内容の充実を図る。
 - a-2 各研究単位の教育研究目標及び研究指導目標を明確にした「大学院学生要覧」を作成し、これに基づいた研究指導を推進する。
 - b 大学院独自のファカルティ・ディベロップメント(FD)研究会を年間を通じて

定期的に行い、大学院教員の教育方法の改善を組織的に進める。

(I) 成績評価等の実施に関する具体的方策

- a 毎年研究業績集を公表し、社会的評価を受ける。
- b 優れた研究及び専門能力を有する者を顕彰する。

ウ 専攻科教育

- (ア) 入学者選抜方法の工夫及び改善を図り、優秀な人材の確保に努める。
- (イ)－1 卒業までに学生が到達すべき教育目標を明確にし、カリキュラム全体の改善に努める。
- (イ)－2 医療現場での実習の充実を図り、地域医療等について理解と関心を深めるための教育を推進する。
- (イ)－3 幅広い教養、豊かな人間性及び思考力・想像力をより増幅するため、人間教育を充実する。
- (イ)－4 学生が主体的かつ意欲的に学習でき、知的好奇心、科学的探究心及び問題解決能力を育む教育方法を採用する。
- (イ)－5 医療に従事する者として適切なコミュニケーション能力、妊産婦等の人権に配慮できる倫理観育成のための教育を充実する。
- (イ)－6 個々の学生が卒業教育へ円滑に移行できるように、専攻科教育と卒業教育の連携を図る。
- (ウ) 成績評価について、教員の共通認識のもと、厳正かつ公正な評価を行う。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

ア 適切な教職員の配置等に関する具体的方策

- (ア) 教育実施体制、教職員の配置、教育課程、時間配分などの見直しを行い、その内容を実施する組織を設置する。
- (イ) 教育研究と実践を有機的に展開するため、各学部及び附属病院などの実習施設とのより一層の組織的な連携を図る。
- (ウ) 学部教育と大学院教育の連携を図り、M.D.-Ph.D.コース等多様な履修形態を検討する。

イ 教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

- (ア) 少人数教育、臨床実習、学生の自主的学習が円滑に実施できる環境の充実を図る。
- (イ) 図書館の蔵書の充実に努め、開館時間の延長について検討する。
また、情報の国際化・電子化への対応として図書館機能の充実を図る。
- (ウ) 教育研究に関する円滑な情報処理及び情報通信の促進を図るため、医学情報ネットワークの適切な運用管理を行う。
- (エ) 医学、医療、科学、高等教育における和歌山県固有の発展の歴史について、顕彰し教育するための歴史資料室等の設置に向けた検討を行う。

ウ 教育の質の改善につなげるための具体的方策

- (ア) 教育の質の改善（FD）に関する学内組織を再構築し、教員への講習だけでなく、教育資材の開発を援助する。
- (イ)－1 教育活動評価のための組織を整備し、学生及び第三者による授業評価の在り方の検証及び改善を図る。
- (イ)－2 教育の成果・効果を評価する基準として、引き続き大学院生の学位論文の質の評価を行う。さらに指導大学院生数、学位を取得させた人数等を検証し、評価の指標とする。
- (イ)－3 本学の学部教育、大学院教育及び専攻科教育がどのように活かされているかを検証するため、学部卒業生、修士課程及び博士課程修了者並びに専攻科卒業生の卒業後・修了後の追跡調査を行う。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

ア 学習相談、助言、支援の組織的対応に関する具体的方策

- (ア) 新入生オリエンテーションを充実する。
- (イ) 学生からの相談に細やかな対応ができるように学習相談及び助言体制の充実を図る。
- (ウ) 教育研究活動中の事故及び災害に対処するため、学生の任意保険への加入を促進する。

イ 生活相談、就職支援等に関する具体的方策

- (ア) 健康保持及び心配や悩み事に対応するため保健管理室の充実を図り、心身両面で学生の健康管理体制を充実させる。特に、メンタル面のカウンセリング体制を充実する。
- (イ) 修学のための経済的な支援体制の充実に努める。
- (ウ) 就職に関する情報提供に努め、就職活動の支援を行う。特に大学院生に対し、取得した専門知識が生かせるよう、教育職、研究職、高度の専門職への進路を指導し、助言、推薦などを行う。

ウ 留学生支援体制に関する具体的方策

- (ア) 大学及び大学院の研究活動、学費、学生生活等に関する情報を適切に提供する。
- (イ) 平成18年度中の国際交流センターの設置も視野に入れて、外国人研究者、留学生の受入れ体制、修学支援体制を整備する。
- (ウ) 海外の大学等との学術交流を推進するとともに、諸外国の大学等との交流協定を締結する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

ア 目指すべき研究の方向と研究水準に関する具体的方策

- (ア)－1 和歌山県で重点的に取り組まなければならない疾病構造の改善、診療活動の改善、疾病の予防につながる研究を行う。
- (ア)－2 疾病の原因、診断、予防について医学及び保健看護学の研究を行い、診療活動の場において、医療及び保健看護の質の向上に貢献する。
- (イ)－1 創薬、診断及び治療方法などについての臨床研究、先端医療の研究を行う。
- (イ)－2 講座の枠を超えて、基礎医学と臨床医学の連携による、より幅の広い医学研究の推進を図る。
- (イ)－3 基礎的研究を重視し、これを推進する。

イ 成果の社会への還元に関する具体的方策

- (ア) 医学、保健看護学及び助産学の研究成果を、地域産業の活性化、健康福祉、公衆衛生活動に展開させるため、研究成果、業績等の知的財産を公開するとともに、本学教員による各種の研修会での講演や地域活動などを行う。
- (イ) 寄附講座、受託研究、企業との共同研究を拡大する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

ア 研究体制に関する具体的方策

- (ア) 大学が重点的に取り組む領域や研究分野を選定し、これに重点的・弾力的に人員を配置する。
- (イ) 公募により、より優秀な指導的研究者の確保に努める。
- (ウ) 研究の活性化を検討する委員会の設置など、多くの医療人が研究に参画できる体制を構築する。
- (エ) 知的財産の創出の支援、取得、管理及び活用を行う組織を設置する。

イ 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

- (ア) 研究の支援体制を整備するために、共同研究等の施設の拡充を検討する。
- (イ) 研究機器及び備品の効果的な整備拡充、先端医学研究所の充実を図る。

ウ 研究の質の向上につなげるための具体的方策

- (ア) 学内重点研究課題を選定し、学部、講座、研究室等の枠を超えた横断的プロジェクト研究を推進する。
- (イ) 教員の研究の水準・成果を検証するため、研究活動の評価を定期的に行い、かつ公表する。それに基づき、質の高い研究を資金面などで支援する制度を導入する。

エ 研究資金の獲得及び配分に関する具体的方策

- (ア) 研究を推進するための組織を設置し、競争的研究費の獲得や受託事業等の受入れによる外部資金の獲得について、毎年度10%の増加を図るとともに、学外との共同研究を企画・立案する。
- (イ) 全国的な共同研究への参加を推進する。
- (ウ) 横断的プロジェクト研究への重点的な資金配分を行う。
- (エ) 萌芽的研究にも資金配分し、プロジェクト研究へ発展させることを目指す。
- (オ) 外部資金による新規の研究分野を検討する。

3 附属病院に関する目標を達成するための措置

(1) 教育及び研修機能を充実するための具体的方策

- アー1 本学の特色ある診療科・診療単位、中央部門等の特徴を活かした臨床教育の場を提供する。
- アー2 臨床の場において、患者や医療関係者の立場を理解し、患者本位の医療や円滑なチーム医療を推進できるよう、学生の人格形成を図るための教育及び実習等を行う。
- イー1 専門職としての実践能力及び高い総合診療能力を有する医師の育成を目指し、卒後臨床研修プログラムの充実を図る。
- イー2 卒後臨床研修センターを中心として、臨床研修協力病院との連携を深めた研修システムを充実する。
- イー3 臨床の実践能力向上を図るため、看護師の卒後研修体制を確立する。
- イー4 積極的に外部講師等を招聘し、医療従事者等への教育・研修内容の充実を図る。
- ウー1 プライマリケア及び総合診療教育を充実させ、地域医療を担う医師、看護師、コ・メディカルスタッフの育成を図る。
- ウー2 高齢者医療や地域に多い疾病等本県が抱える医療の課題をふまえ、介護・福祉との連携を図りながら卒後初期及び後期臨床研修の内容の充実を図る。
- エー1 平成18年度に地域連携室を設置し、地域医療機関との診療連携や診療情報の提供により、地域医療の質の向上に努める。
- エー2 県内の医療専門職員の育成と能力向上を図るため、コ・メディカルスタッフの教育及び研修の受入れを行う。

(2) 研究を推進するための具体的方策

- アー1 和歌山県で重点的に取り組まなければならない疾病構造の改善、診療活動の改善、疾病の予防につながる研究を行う。(再掲)
- アー2 疾病の原因、診断、予防について医学及び保健看護学の研究を行い、診療活動の場において、医療及び保健看護の質の向上に貢献する。(再掲)
- アー3 創薬、診断及び治療方法などについての臨床研究、先端医療の研究を行う。(再掲)
- イー1 平成18年度に臨床研究管理センターを設立し、薬剤師、看護師等による治験コーディネーター業務を行い、幅広く治験による新薬開発に貢献する。
- イー2 治験の実施に当たっては、「医薬品の臨床試験の実施に関する基準」に基づき、患者の権利の擁護に努める。

ウ 医療の実践を通じた患者本位の安心できる医療の実現のため、医療現場の課題を抽出し、その解決方法やチーム医療のあり方等を検討し、安全かつ最適な管理体制の確立を目指す。

(3) 地域医療への貢献と医療の実践を達成するための具体的方策

- アー 1 高度医療に貢献するため、医師及びコ・メディカル等の教育研修制度を確立する。
- アー 2 先端的医療機器の導入、医療技術の開発を促進する。
- イー 1 患者の人格と命の尊厳を重んじる病院スタッフを育成する。
- イー 2 患者が受診しやすいよう、診療科の枠を超えた臓器別・系統別の診療体制の整備、分かりやすい診療科名の表示を推進する。
- イー 3 附属病院本院では、平成 19 年度末までに財団法人日本医療機能評価機構等の認定を取得する。
- イー 4 患者個人情報など医療情報セキュリティ体制の強化を図りながら、診療実績（手術件数、生存率等）を積極的に公開する。
- イー 5 栄養管理はもとより、患者の病態に応じた質の高い病院給食を提供する。
- イー 6 平成 18 年度に地域連携室を設置し、地域の医療機関との連携を推進するとともに相談員を配置し「患者相談窓口」機能の充実を図る。
- ウー 1 ドクターヘリの運航継続と救命救急センターの機能強化により、県内の救急医療の地域間格差の是正に寄与する。
- ウー 2 基幹災害医療センター（総合災害医療センター）として「和歌山県地域防災計画」に基づく医療活動を行うとともに関係医療機関を支援する。
- ウー 3 本県へき地医療の包括的な支援について、県福祉保健部との連携を図り、へき地診療所の診療支援等を推進する。
- ウー 4 「都道府県がん診療連携拠点病院」の指定要件を検証し、必要な診療体制、研修体制、情報提供体制等を検討し、指定を目指す。

(4) 医療安全体制の充実に関する具体的方策

- ア 医師、看護師、薬剤師等、医療スタッフの配置により医療安全推進部の体制強化を図る。
- イ リスクマネージャー会議の推進を図るとともに、院内巡回指導を実施し、各所属のリスクマネージャーの活動を強化する。
- ウ 医療安全管理体制の透明性、公平性の確保を図るため、外部委員を必要に応じて導入する。
- エ 医療安全への取組及び医療事故等の状況（経緯や改善策等）についての情報を積極的に公表する。

(5) 病院運営に関する具体的方策

- アー 1 診療科、中央診療部門、看護部門及び事務組織の再編成を行い、診療機能・診療支援機能を点検し、充実を図る。
- アー 2 病院医療水準の向上を目指し、患者によるサービスの評価、地域要望を取り入れる体制を構築し、病院機能の向上に努める。
- アー 3 地域社会との交流を図るため、ボランティアの受入れを積極的に拡充する。
- イー 1 平成 20 年度末までに病院経営をより効率的に進めるための機能的な組織体制を整備する。
- イー 2 平成 18 年度末までに適正な物品管理システムを整備し、医療材料の在庫の縮小と効率的な物品管理を行う。
- イー 3 診療科別や部門別の診療実績や収支等を勘案した職員の再配置を行い、効率的・機能的な病院組織への再編整備を実施する。

イー４ 部門毎の業務を点検し、アウトソーシングの推進などにより、運営コストの削減に努める。

イー５ 健全な病院経営を推進するため、前年度の実績を踏まえ、病床の利用状況や患者の在院日数等を検証し、効果的な運用を図るとともに、医療技術の進歩及び医療制度改革に応じた医業収入を確保するよう努める。

(6) 附属病院本院と同紀北分院の役割分担及び連携強化を達成するための具体的方策

ア 附属病院本院及び附属病院紀北分院の情報の共有化や相互の医師、看護師をはじめとする全職員の交流を活性化する。

イ 平成18年度中に紀北分院整備基本構想（マスタープラン）を策定し、高齢者医療、リハビリテーション医療等を軸として地域特性を踏まえた機能の充実を図る。

4 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1)ー1 平成18年度中に全学的な地域医療支援組織を構築し、地域の医療機関の連携、協力体制を支援する。

(1)ー2 ドクターヘリの運航継続と救命救急センターの機能強化により、県内の救急医療の地域間格差の是正に寄与する。（再掲）

(1)ー3 自然災害、事故災害又は公衆衛生上重大な危害が発生した場合、基幹災害医療センターとして医療救護チームの派遣等、迅速かつ適切な対応を図ることとする。

(1)ー4 本県へき地医療の包括的な支援について、県福祉保健部との連携を図り、へき地診療所の診療支援等を推進する。（再掲）

(1)ー5 「都道府県がん診療連携拠点病院」の指定を目指し、がん診療の支援を行う医師の派遣に取り組み、地域医療機関との連携を図る。

(2)ー1 医学、保健看護学及び助産学の研究成果を、地域産業の活性化、健康福祉、公衆衛生活動に展開させるため、研究成果、業績等の知的財産を公開するとともに、本学教員による各種の研修会での講演や地域活動などを行う。（再掲）

(2)ー2 寄附講座、受託研究、企業との共同研究を拡大する。（再掲）

(3)ー1 地域医療関係者の資質向上を図るため、最新の研究成果等の情報及び研修の機会を提供する。

(4)ー1 地域住民の健康福祉の向上に資するため、民間企業等とも連携し、県民を対象とした公開講座等各種の学習機会を年間10回以上提供する。

(4)ー2 県内の小・中・高等学校等との連携を推進し、教育活動や健康増進のための保健活動等を行う。

(5)ー1 県や市町村との連携の下に、保健医療施策や福祉施策の立案等に参画する。

(5)ー2 地域の保健医療機関等と連携し、地域の特色を活かした健康づくりを推進することにより、「和歌山ならではの健康文化」を創造し、全国に発信する。

5 産官学の連携に関する目標を達成するための措置

(1) 産業界、行政、民間団体等との連携（以下「産官学民連携」という。）を推進する体制を平成18年度に整備し、外部資金に関する情報収集、情報提供を行う部署を設ける。

(2) 学外研究者や産業界等と共同研究事業及び受託研究事業を推進するため、大学側から積極的な研究課題の提案を行う。

(3) 産官学民連携による新技術や研究成果の発信を行う。

(4) 他大学との単位互換制度及び講義・実習における提携等を推進し、県内の高等教育機関との連携の強化を図る。

6 国際交流に関する目標を達成するための措置

(1) 大学及び大学院の研究活動、学費、学生生活等に関する情報を適切に提供する。（再掲）

- (2) 平成18年度中の国際交流センターの設置も視野に入れて、外国人研究者、留学生の受け入れ体制、修学支援体制を整備する。(再掲)
- (3) 教育・研究・医療の向上を図るため学生、教職員の海外研修を行う。
- (4) 海外の大学等との学術交流を推進するとともに、諸外国の大学等との交流協定を締結する。(再掲)
- (5) 国際的な医療活動や医療技術支援を推進する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- (1)－1 理事がそれぞれの専門分野の立場から理事長を補佐し、理事長がリーダーシップを発揮できる組織を構築する。また、法人の経営的基盤の強化を図るため、理事長のリーダーシップの下、経営審議会及び事務組織が経営戦略に対して専門性の高い組織として機能する体制を確立する。
- (1)－2 学部教育の充実と学部運営の活性化を図るため、大学における教育研究審議会と教授会がそれぞれの役割を果たすことによって、機動的、戦略的な運営を行うことができるように、両組織の位置付けを明確にする。
- (1)－3 円滑な大学運営に必要な情報収集機能を高め、教員と事務職員が一体化して大学運営に積極的に取り組んでいく体制を確立する。
- (1)－4 理事長、副理事長及び理事は、大学が現有する物的人的資源を把握し、法人の実務に有効活用できる方法を確立する。
- (1)－5 学外から広く斬新な意見を取り入れるため、理事、経営審議会及び教育研究審議会に学外の専門家を含める。
- (1)－6 事務組織に監査担当部署を設置し、監事監査及び会計監査人監査の事務を所掌するとともに、内部監査機能の充実を図る。
- (2)－1 医療関係者の資質の向上を図るための施策を推進し、優れた医療人を育成し、地域の保健・医療・福祉の各機関へ適切な人材を輩出する。
- (2)－2 県民の医療ニーズ、地域の医療事情に対応して、県内の医療機関の適正な医師配置を実現するため、平成18年度中に全学的な地域医療支援組織を設置する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- (1) 理事会、教育研究審議会及び各教授会が有機的に連携し、教育研究全体の活性化につながるよう組織体制を再編する。
- (2) 学部教育、大学院教育及び専攻科教育を充実発展させるため適正な教員の配置を行う。また、学内の各種の委員会等の業務の効率化を進め、良好な教育研究環境の創出を行う。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- (1)－1 任期制度の導入を推進する。
- (1)－2 全職種について職員の評価制度を確立し、職員の意欲の向上、教育・研究・医療の質の向上を図る。
- (1)－3 変形労働時間制や裁量労働制、短時間勤務など、多様な勤務形態等の導入を推進する。
- (1)－4 公募制を拡大する。
- (1)－5 平成22年度までに女性教員の割合を20%以上とすることを目指し、育児代替教員制度や離職教員の復職制度、学内託児施設の拡充等、働きやすい環境の整備に努める。また、外国人教員についても、採用を促進する方策を検討する。
- (1)－6 臨床教授制度や客員教授制度等、学外の優れた人材の活用を促進する制度の拡

充を図る。

- (2)－1 教職員の能力開発、能力向上及び専門性等の向上に資するための計画的な研修機会の充実を図る。
- (2)－2 組織及び教職員個々の活性化のため、他機関との人事交流を積極的に行う。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- (1) 効果的かつ効率的な大学運営を行うため、事務処理の迅速化及び簡素化を目指した業務の見直しを行う。
また、大学運営に必要な情報収集と分析能力の強化を図るため、企画及び経営戦略の専門部署を設置する。
さらに、大学運営に関する専門性の向上を図るため、専門知識の習得や研修体制を確立するとともに、専門職員の導入を行う。
- (2) 法人業務の円滑な運営を見据え、人的資源を有効に活用するための一方策として、業務の外部委託を実施する。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- (1) 科学研究費補助金、共同研究、受託研究、奨学寄附金等外部資金に関する情報収集、情報提供を行う部署を設けるとともに、研究を推進・支援するための具体的な方策を企画・立案し、外部資金の獲得について、毎年度10%の増加を図る。
- (2) 知的財産の一元管理を行う部署を設け、有効な活用方法について検討する。
- (3) 外部資金に関する情報収集、情報提供を行う部署を設け、共同研究、受託研究、奨学寄附金等外部資金の受入れ手続きの整備を図る。
- (4) 学生納付金や各種手数料について適切な額を設定するとともに、新たな自己収入確保のための方策についても検討する。
- (5) 健全な病院経営を推進するため、前年度の実績を踏まえ、病床の利用状況や患者の在院日数等を検証し、効果的な運用を図るとともに、医療技術の進歩及び医療制度改革に応じた医業収入を確保するよう努める。(再掲)

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- (1) 経営状況や管理的経費を分析し、管理的経費の年間1%削減を目指す。また、適正な業務実績の評価に基づき、人や資金を効率的に配分し、学内の資源を有効に活用する。
- (2) 医療材料、医薬品等の現状を分析し、購入方法の見直しを図り、経費を削減する。
- (3) 管理的経費抑制の観点から、事務等の組織を見直すとともに、外部委託可能な業務について検討する。
また、多様な雇用形態を採用し、人件費の抑制を推進する。
- (4) 経費節減のため、教職員への意識啓発を行う。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- (1) 専門家の助言を得ながら、効率的な資産の一元管理と運用を行い、その具体的方策を立てる。
また、資産運用に際しては、危機管理対策に十分配慮したものとする。

第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- (1) 教育及び研究等の諸活動の達成度を点検し、評価するために、情報収集及び分析能力の向上を図る。
- (2) 学部、大学院研究科、専攻科、附属病院が、それぞれ独自に自己点検・評価を実施する。
- (3) 平成20年度中に財団法人大学基準協会の相互評価を受ける。また、附属病院本院では、平成19年度末までに財団法人日本医療機能評価機構の認定を取得する。
- (4) 自己点検・評価の結果を公表し、第三者評価等の結果を各部門にフィードバックして継続的に各業務の改善を図ることができるシステムを構築する。
- (5) 教育・研究・医療に業績のあった組織、優秀な教職員を表彰する制度を導入する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- (1)－1 広報誌、ホームページ等の点検や見直しを行うなど、県民等にわかりやすい広報のあり方を検討するとともに、学内外へ積極的に情報を提供する。
- (1)－2 学部学生、大学院生、専攻科生及び教職員等の確保のため、処遇や進路について、広報活動の充実を図る。
- (1)－3 教育研究活動、管理運営、財務内容等の情報を一元的に管理し、社会の求めに応じて適宜情報を提供する。
- (2) 個人情報の取扱いについては、和歌山県個人情報保護条例に基づき、適切な文書管理及びデータベース管理に必要な措置を講じる。

第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

1 施設及び設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- (1)－1 施設及び設備の整備計画、医療機器や研究機器等の購入計画を策定し、教育・研究・医療環境の整備・充実を進める。
- (1)－2 附属病院紀北分院については、地元との連携を図りながら適切な医療規模、必要な診療機能等を調査検討し、中期計画期間中に医療環境整備を行う。
- (1)－3 施設及び設備の整備に当たっては、資金調達の方法、効率的及び効果的な整備手法を検討する。
- (1)－4 施設及び設備の整備・充実を行う場合、耐震機能、安全性及び利便性に配慮したものとする。
- (2) 既存の施設及び設備の利用・整備状況を調査点検し、共同利用や産官学民連携による利用などの有効活用を図るとともに、適正な維持管理を行う。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- (1)－1 労働安全衛生法を踏まえた適正な安全管理体制を整備する。
- (1)－2 学内施設等の安全対策の実施状況を点検し、整備に努める。
- (1)－3 学生等に対する環境保全及び安全衛生教育等を推進する。
- (2) 自然災害や事故等が発生した場合の対応マニュアルについては、訓練を通じて検証を行い絶えず見直していくとともに、職員一人ひとりの危機管理意識を向上させ、不測の事態に迅速かつ適切な対応ができるよう研修・訓練を重ねていく。

3 基本的人権の尊重に関する目標を達成するための措置

- (1) 人権及び生命倫理に関する知識の修得を図り、人権意識を高めるために人権・同和対策推進協議会を中心に定期的な講習会の開催をおこなう。
- (2) 教職員の服務規律を定め、行動規範の周知を図る。

- (3) 来院者、入院患者の人権相談等に対応できる窓口を設置する。
- (4) 全学に職場研修委員を配置し、人権啓発の推進に取り組む。
- (5) 学生、教職員を対象にセクシュアル・ハラスメント等の人権侵害に対応する相談員を配置する。
- (6) 研究や医療行為については、国際基準や国の倫理指針に準拠して実施されるよう、教職員の啓発を行うとともに、倫理に関する審査体制を点検し、継続的に充実を図る。

第7 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

第8 短期借入金の限度額

10億円

第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第10 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育・研究・医療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

第11 その他

1 施設及び設備に関する計画

各事業年度の予算編成過程等において決定する。

2 人事に関する計画

人事に関する計画を策定し、適正な人事管理を行う。

- ・任期制度の導入を推進する。
- ・職員の評価制度を確立する。
- ・多様な勤務形態の導入を推進する。
- ・公募制を拡大する。
- ・女性教員や外国人教員の採用を促進する。
- ・学外教員制度の拡充を図る。

（参考）中期計画期間中の人件費見込み

73,335百万円（退職手当は除く）

3 積立金の処分に関する計画

なし

(別紙)
予 算

平成18年度～平成23年度予算

(単位：百万円)

区 分	金額
収 入	
運営費交付金	23,630
自己収入	118,573
授業料及び入学金、検定料収入	3,636
附属病院収入	111,103
雑収入	3,834
産学連携等収入及び寄附金収入	3,317
長期借入金収入	4,422
計	149,944
支 出	
業務費	140,265
教育研究経費	21,736
診療経費	107,071
一般管理費	11,457
財務費用	96
施設整備費等	4,422
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	3,317
長期借入金償還金	1,842
計	149,944

[積算に当たっての基本的な考え方]

- ※ 平成18年度の額を基礎として、平成19年度以降の予算額を試算している。
- ※ 運営費交付金は、中期目標期間当初は積み上げ方式によるものとし、平成18年度の額を基礎として毎事業年度1%ずつ減額し、中期目標期間中23,630百万円の交付を受ける見込みとして計上している。
平成18年度運営費交付金 = 事業経費 - 自己収入
また、運営費交付金は一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。
なお、運営費交付金の算定には、診療報酬改定の影響は考慮されていない。
- 平成18年度は、診療報酬改定の影響による大幅な附属病院収入の減収を見込み、経営努力による診療経費削減で対応することとして計上している。
- ※ 大規模な施設及び設備の整備や改修等は、設立者と別途協議することとし、計上していない。
- ※ 今後の診療報酬改定等の大きな社会変動があった場合は、設立者と別途協議することとし、計上していない。
- ※ 表中における計数は、それぞれ切り捨てによっているため、合計とは一致しない場合がある。

[人件費の見積り]

中期目標期間中73,335百万円を支出する。(退職手当を除く)

- ※ 退職手当については、公立大学法人和歌山県立医科大学職員退職手当規程に基づいて支給するが、運営費交付金として措置される額については、翌年度の予算編成過程において、前年度の実績に応じて再計算して算定される。

収支計画

平成18年度～平成23年度収支計画

(単位：百万円)

区 分	金額
費用の部	148,261
經常費用	148,261
業務費	142,992
教育研究経費	5,932
診療経費	56,777
受託研究費等	737
役員人件費	446
教員人件費	24,861
職員人件費	52,637
一般管理経費	1,598
財務費用	96
雑損	178
減価償却費	4,994
臨時損失	—
収益の部	149,926
經常収益	149,926
運営費交付金収益	23,006
授業料収益	3,015
入学金収益	492
検定料収益	128
附属病院収益	111,103
受託研究等収益	737
寄附金収益	2,387
雑益	3,834
資産見返運営費交付金等戻入	538
資産見返物品受贈額戻入	1,968
物品受贈益	178
債権受贈益	2,534
臨時利益	—
純利益	1,665
総利益	1,665

[純利益について]

※ 診療収入等に関する債権受贈益等の影響により純利益が生じている。

資金計画

平成18年度～平成23年度資金計画

(単位：百万円)

区 分	金額
資金支出	151,120
業務活動による支出	143,942
投資活動による支出	5,238
財務活動による支出	1,939
翌年度（次期中期目標期間）への繰越金	0
資金収入	151,120
業務活動による収入	146,697
運営費交付金による収入	23,630
授業料及び入学金検定料による収入	3,636
附属病院収入	111,103
受託収入	737
寄附金収入	2,579
その他の収入	5,009
投資活動による収入	—
財務活動による収入	4,422
施設費貸付金による収入	4,422
前年度（前中期目標期間）よりの繰越金	—

(別表)

教育研究上の基本組織

平成18年度～平成23年度

平成18年度	医学部	360人
	保健看護学部	256人
平成19年度	医学部	360人
	保健看護学部	336人
平成20年度	医学部	385人
	保健看護学部	336人
	医学研究科	196人 (うち修士課程 28人) (博士課程168人)
	保健看護学研究科	12人 (うち修士課程 12人)
平成21年度	助産学専攻科	10人
	医学部	420人
	保健看護学部	332人
	医学研究科	196人 (うち修士課程 28人) (博士課程168人)
平成22年度	保健看護学研究科	24人 (うち修士課程 24人)
	助産学専攻科	10人
	医学部	455人
	保健看護学部	328人
平成23年度	医学研究科	196人 (うち修士課程 28人) (博士課程168人)
	保健看護学研究科	24人 (うち修士課程 24人)
	助産学専攻科	10人
	医学部	490人
	保健看護学部	328人

－用語解説－

3 頁

○情報リテラシー

情報及び情報手段を主体的に選択して活用していくための個人の基礎的な能力

○チーム医療

医療は医師・看護師をはじめとする多くの医療関連職種とのチームワークによって推進されるべきことを示す概念

○インフォームドコンセント

医師が行う診療行為を患者によく説明し、患者がその説明をよく理解し、納得し、合意したうえで、医師は医療行為を行うこと

○緩和医療（＝緩和ケア）

治癒目的の治療効果が期待できなくなった場合のケアで、延命を図る治療ではなく、痛みの緩和やその他の不快な症状のコントロールのみならず、精神的、社会的なケア等、重要な要素とされる。

○生命倫理（bioethics）

臓器移植、生殖医療、遺伝子医療など、新しい医療技術が臨床の現場に導入されるのに伴って起こってくるさまざまな倫理的な問題を包含する。

○医の倫理（medical ethics）＝医療倫理

医療技術を身につけたことへの感謝と奉仕の精神。患者の利益のみを考え、平等に診療すること、患者個人に関する情報の秘密を守ること等を含む。

4 頁

○入試・教育センター

和歌山県立医科大学では、平成16年度から入試・教育センターを設置し、運営している。

業務：入学試験、大学入試センター試験、学生の成績追跡調査・分析、
大学説明会、オープンキャンパスに関すること、学生教育の充実等

○オープンキャンパス

大学等が受験生を対象に学校説明会を開いたり、見学・模擬講義等を体験させる。

○準備教育モデル・コア・カリキュラム

医師・歯科医師にとって必要な資質を養成するための教育として、専門教育の準備教育として位置付けられる教養教育についての基本的な事項

○医学教育モデル・コア・カリキュラム

教育機関の使命や目標、社会のニーズに照らして、その機関のカリキュラムのコア（中心・核・基礎・統合的な領域・学習者が共通に学習する領域）として策定されるカリキュラム

○プライマリケア

患者との継続した関係を築き、家族と地域の広がりの中で診療することに責任を持つ臨床医によって提供される総合的なヘルスケア

○総合診療

医師個人としても、医学的のみならず心理的・社会的に患者の問題にアプローチできる全人医療の能力や患者－医師関係の根底をなすコミュニケーションスキルなどをもって診療する。

- 1) 地域包括・家庭医療としてのプライマリケア
- 2) 全人医療などを含めた基本的臨床能力
- 3) 2次、3次医療を含めた統合型診療を行う総合科

○クリニカル・クラークシップ

指導医の下で、チームの一員として診療に参加し、責任の一端を果たしながら、医師の業務、役割やその他の側面を臨床の現場で体験学習

○問題設定解決型学習

具体的な状況を事例として与え、少人数グループ討論を通して学生が自主的に自分に必要な学習項目を設定し、自らの力でそれを習得することを通して、自己開発型学習の学び方を修得させようとするもの。

問題設定解決型学習の一例として、PBLテュートリアルがある。

○ティーチングアシスタント（TA）制度

学部学生等に対するチュータリング（助言）や実験、実習、演習等の教育補助業務（具体的には、演習のディスカッションリーダー、レポート・試験等の採点など）について大学院学生等を活用する制度。

大学院学生等に対して手当を支給する。

○リサーチアシスタント（RA）制度

教員の研究環境の充実や若手研究者の養成、大学院生の経済的援助に資するため、優秀な大学院生を研究補助者として活用する制度

5 頁

○共用試験

学生の能力と適性についての一定水準を確保するために実施する全国共通の標準評価試験。基礎・臨床の知識の総合的理解と問題解決能力をコンピュータを用いた客観試験（CBT）、態度・臨床技能を客観的臨床能力（OSCE）で評価する。

○客観的臨床能力試験（OSCE）

臨床実習に必要な技術・態度について、模擬患者等を使って行う試験

○教育方法の特例（大学院設置基準第14条）

大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

○昼夜開講制

時間的制約が多い社会人等の便宜に配慮して、同一学部の中に「昼間主コース」、「夜間主コース」を設け、昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行う制度

○長期履修制度

職業を有している等の事情により、修業年限を超えた一定の期間にわたって、計画的に教育課程を履修して卒業する制度

○コ・メディカルスタッフ（＝医療関係職種）

広義に医療に従事する者の総称

○ファカルティ・ディベロップメント（FD）

教員が授業内容・方法を改善し、向上させるための組織的な取り組みの総称。

その内容としては、教育内容・技術や学生の学習評価についての研究会の開催や、教員相互の授業参観の実施、新任教員に対する研修会の開催などがある。

6 頁

○M.D.-Ph.D.コース

医学部医学科の課程と医学研究科博士課程を統合し、卒業と同時に学士（医学）と博士（医学）の学位を取得できるコース

7 頁

○寄附講座

教育・研究を奨励することを目的とした、企業等の寄附金で設置・運営する講座

○中央部門

検査や放射線など、各診療科を共通して診療の支援を行う部門

8 頁

○卒後臨床研修センター

附属病院においてより効果的な臨床研修が実施できるよう、平成16年4月に設置し、研修カリキュラムの管理運営や研修医が自由に利用できる研修室の提供を行っている。

○財団法人日本医療機能評価機構

学術的、中立的な第三者の立場での病院を評価する事業を実施している。

○ドクターヘリ

医師と看護師が搭乗し、救急現場から本学、高度医療機関などに搬送する間に患者に救命医療を行う。和歌山県全域と奈良県南部、三重県南部を運航範囲とし、平成15年1月から運航を開始している。

9 頁

○基幹災害医療センター

災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からの傷病者の受入れ及び受入患者の広域搬送のほか、医療救護チームの派遣、地域の医療機関への医療資機材の貸し出しを行う施設を災害拠点病院といい、各二次医療圏に原則として一箇所指定される「地域災害医療センター」と、さらにそれらの機能を強化し、要員の訓練・研修機能を備え、各都道府県に原則として一箇所指定される「基幹災害医療センター」がある。

○がん診療連携拠点病院

全国どこでも質の高いがん医療を受けられることを目指した制度であり、都道府県知事が推薦し、厚生労働大臣が指定する。各都道府県において、地域がん診療連携拠点病院を2次医療圏に一カ所程度、都道府県がん診療連携拠点病院を各都道府県に概ね一カ所整備することとされている。

○医療安全推進部

附属病院の中央部門の一つであり、医療安全を推進するために平成15年に設置。専任の医療安全管理者（看護師）を配置し、病院で発生するインシデント・アクシデント等の問題点の分析・対策を検討している。

○アウトソーシング

業務を外部の専門業者に委託すること。

11 頁

○変形労働時間制

労使協定又は就業規則等により、1箇月以内の一定の期間を平均し、1週間当たりの労働時間が40時間を超えない定めをした場合、特定された週において40時間（特例事業44時間）、又は特定された日において8時間を超えての労働を可能とする制度

○裁量労働制

研究開発など、業務の性質上、その業務の具体的遂行方法については大幅に労働者の裁量にゆだねる必要があるため、使用者の具体的な指揮監督になじまず、通常の方法による労働時間の算定が適切でない業務について、その業務を通常、処理するためにはどの程度の時間を労働するとするのが適当であるかについて労使で協定をしたときは、その時間を労働したものとみなすという制度

○臨床教授制度

医学部及び附属病院が実施する卒前の臨床実習及び卒後の臨床研修の充実を図るため、臨床実習等の指導に協力を得ている医療機関等の優れた医療人に対し、称号を付与する制度

○客員教授制度

医学の専門分野についての高度の教育、研究及び診療等の業務に従事してもらうため他の大学又は病院等から教授その他の職員を招へいする制度

○科学研究費補助金

政府による研究推進策の一つで、学術研究を対象とした競争的研究資金

○奨学寄附金

和歌山県立医科大学の教育・研究を奨励するための寄附金

12 頁

○財団法人大学基準協会

認証評価機関の一つであり、大学の基準づくりとそれに基づく正会員に対する相互評価を中心に活動している。大学は7年に1度、国から認証された評価機関の評価を受けることが法的に義務づけられている。和歌山県立医科大学は平成15年に正会員として加盟している。